

会 議 の 状 況

令和 6 年度第 2 回青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議評価委員会

1. 日 時 令和 6 年 7 月 24 日（水） 13:30～15:30

2. 場 所 ウェディングプラザアラスカ 地下 1 階 サファイアの間

3. 出席委員 13 名

4. 提出資料

- 資 料 1 原子力施設環境放射線調査報告書(案)(令和 5 年度第 4 四半期報)
- 資 料 2 原子力施設環境放射線調査報告書データ集(案)(令和 5 年度第 4 四半期報)
- 資 料 3 原子力施設環境放射線調査報告書(案)(令和 5 年度報)
- 資 料 4 原子力施設環境放射線調査報告書データ集(案)(令和 5 年度報)
- 資 料 5 東通原子力発電所温排水影響調査結果報告書(案)(令和 5 年度第 4 四半期報)
- 資 料 6 東通原子力発電所温排水影響調査結果報告書(案)(令和 5 年度報)
- 資 料 7-1 リサイクル燃料備蓄センターに係る安全協定書(案)の概要について
- 資 料 7-2 リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書(案)
- 資 料 7-3 リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定の運用に関する細則(案)
- 資 料 8-1 東通原子力発電所温排水影響調査結果報告書の見直しについて
- 資 料 8-2 東通原子力発電所温排水影響調査結果報告書の見直しについて(新旧比較版)
- 資 料 9 会議の状況
- 参考資料 1 原子燃料サイクル事業の現在の状況について
- 参考資料 2 東通原子力発電所の現在の状況について
- 参考資料 3 リサイクル燃料備蓄センターの現在の状況について

5. 概 要

(1) 議事

1) 原子力施設環境放射線調査結果について（令和 5 年度第 4 四半期、令和 5 年度）

ア 原子燃料サイクル施設

県及び日本原燃(株)から資料 1～4 により説明があり、次のとおり評価された。

- ・原子燃料サイクル施設に係る令和 5 年度第 4 四半期の環境放射線等調査結果は、これまでと同じ水準であった。原子燃料サイクル施設からの影響は認められなかった。
- ・令和 5 年度の環境放射線等調査結果は、これまでと同じ水準であった。原子燃料サイクル施設からの影響は認められなかった。
- ・令和 5 年度の測定結果に基づき実施する「施設起因の線量の推定・評価」については、施設寄与が認められなかったため省略した。
- ・令和 5 年度の原子燃料サイクル施設における放射性気体・液体廃棄物及びフッ素化合物の放出状況は、管理目標値を下回っていた。再処理工場から放出された放射性物質に起因する実効線量として、令和 5 年度の放出実績をもとに推定・評価した結果は 0.001 ミリシーベルト未満であり、法令に定める周辺監視区域外の線量限度（年間 1 ミリシーベルト）を十分に下回っていた。

- ・令和５年度の測定結果については、「平常の変動幅」の設定に用いる。ただし、大気浮遊じん中の全 α 及び全 β 放射能測定については、令和６年３月までの機器更新により測定方法が変わったため、新たにデータの蓄積を行い、１年以上経過した時点で改めて平常の変動幅を設定する。

イ 東通原子力発電所

県及び東北電力(株)から資料１～４により説明があり、次のとおり評価された。

- ・東通原子力発電所に係る令和５年度第４四半期の環境放射線調査結果は、これまでと同じ水準であった。東通原子力発電所からの影響は認められなかった。
- ・令和５年度の環境放射線調査結果は、これまでと同じ水準であった。東通原子力発電所からの影響は認められなかった。
- ・令和５年度の測定結果に基づき実施する「施設起因の線量の推定・評価」については、施設寄与が認められなかったため省略した。
- ・令和５年度の東通原子力発電所における放射性気体・液体廃棄物の放出状況は、いずれも管理目標値を下回っていた。東通原子力発電所から放出された放射性物質に起因する実効線量として、令和５年度の放出実績をもとに推定・評価した結果は０．００１ミリシーベルト未満であり、法令に定める周辺監視区域外の線量限度（年間１ミリシーベルト）を十分に下回っていた。
- ・令和５年度の測定結果については、「平常の変動幅」の設定に用いる。

ウ リサイクル燃料備蓄センター

県から資料１～４により説明があり、次のとおり評価された。

- ・リサイクル燃料備蓄センターに係る令和５年度第４四半期の環境放射線調査結果は、これまでと同じ水準であった。
- ・令和５年度の環境放射線調査結果は、これまでと同じ水準であった。
- ・平成５年度の測定結果については、「平常の変動幅」の設定に用いる。

委員から、県の空間放射線測定器の検出器のサイズが、機器更新により３インチから２インチに変更された理由について質問があり、県からは、積極的に２インチを選択した訳ではなく、線量率の測定範囲などの仕様を定めて発注したところ、結果的に２インチになったこと、また、検出器のサイズが変更されても、施設の監視等への影響はない旨回答があった。

また委員から、空間放射線量率が過去の測定値の範囲を上回った場合に、検討を行い施設影響ではないことを確認しているが、その検討結果を報告書等の公開資料として掲載すべきではないかという意見があり、県からは、今後の説明方法や、報告書への記載内容等について検討する旨回答があった。

２）東通原子力発電所温排水影響調査結果について（令和５年度第４四半期、令和５年度）

県から資料５～６により説明があり、今後も引き続き調査を継続し、データの収集に努めていくこととした。

（２）報告事項

- １）リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書(案)について

原子力安全対策課から資料 7-1～7-3 により説明があり、県、むつ市及びリサイクル燃料株式会社の間における相互の権利義務等を定めた「リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書（案）」について、その概要の説明があった。

2) 温排水影響調査結果報告書の見直しについて

水産総合研究所から資料 8-1、8-2 により説明があり、温排水影響調査結果報告書の見直し案が示された。当該報告書に係る記載について、見直し案では、各調査結果のページに発電所の停止・稼働状況を記載することとした。また、過去同期データの集計期間についても、調査項目の性質に応じて整理し、各調査結果に記載することとした。

委員から、発電所の停止・稼働期間を合わせて記載している一部の項目について、温排水の影響を確認するという観点から、データを分けて整理した方が良いのではないかという意見があり、水産振興課からは、項目ごとのデータ整理方法を検討する旨回答があった。

(3) その他

1) 原子燃料サイクル事業の現在の状況

日本原燃(株)から参考資料 1 により新規規制基準への対応状況、各事業の運転状況等について説明があった他、トラブル等一覧について説明があった。

2) 東通原子力発電所の現在の状況

東北電力(株)から参考資料 2 により東通原子力発電所の運転状況、新規規制基準適合性審査の状況について説明があった。

3) リサイクル燃料備蓄センターの現在の状況

リサイクル燃料貯蔵(株)から参考資料 3 により今後 3 ヶ年の使用済燃料貯蔵施設の貯蔵計画及び事業開始までの主な工程について説明があった。

委員から、参考資料 1 の日本原燃(株)のトラブル（廃ガス処理設備の排風機の故障）について、今回原因と推定された逆止弁の異常の有無、メンテナンス上の問題の有無等について評価を行うべきであるとの意見があった。